

ロシアの連邦中央とタタルスタン共和国との間の権限分割条約

中馬 瑞貴

【目次】

はじめに

I 権限分割条約

- 1 1993年憲法と権限分割条約
- 2 権限分割条約の内容
- 3 権限分割条約の見直し：1999年法

II 最近の経緯

- 1 権限分割条約の廃止：2003年修正法
- 2 新条約をめぐる最近の動き
- 3 新しい権限分割条約の内容

III 問題と展望

- 1 新しい条約の問題点
- 2 そのほかの連邦構成主体の動き

おわりに

はじめに

2007年2月9日、ロシア下院で『ロシア連邦国家権力機関とタタルスタン共和国国家権力機関との間の管轄事項及び権限分割に関する条約』（以下「ロシアとタタルスタンとの間の権限分割条約」という。）の承認についての連邦法^(注1)（以下「条約承認法」という。）^(注2)案が可決された。ロシアとタタルスタンとの間の権限分割条約の草案は、2004年10月に設立された双方の共同作業グループによって作成された。2005年10月28日にタタルスタン共和国評議会（議会）は、この条約案を承認し、2006年11月に双方の大統領が調印した。これに次いで、条約承認法案がロシア下院（正式名称は国家会議）に提出されたものである。^(注3)プーチン大統領が提出した条約承認法案は、下院で可決されたものの、2月21日の上院（正式名称は連邦会議）の定例会議では

否決された。

ロシアにおいて権限分割条約は、連邦制国家の形成過程で大きな役割を果たしてきた。ロシアでは、連邦中央と連邦構成主体がそれぞれの管轄権限を持つが、その権限の分割については、連邦憲法や連邦法だけでなく、連邦中央と各連邦構成主体とが個別に結んだ「権限分割条約」でも規定されており、そのような権限の分割は、連邦憲法で合法と認められている。^(注6)権限分割条約は連邦中央と各連邦構成主体が個別に結んだ条約であり、締結のための統一的な手続きや基準が存在しないまま、1994年から1998年の間に次々と締結された。

この条約に基づいて1990年代後半、各連邦構成主体は独自の決定や政策を独自の法の下で実行することが可能となったが、いくつかの権限分割条約には連邦憲法や連邦法に違反するものも含まれていた。そのため各連邦構成主体がとる政策や行動が連邦制国家としての一体性を脅かすことへの懸念が強まっていた。

2000年に大統領に就任したプーチン大統領は、大統領就任演説やその後の年次教書演説などで国家の法的一体性を強化すべきという考えを頻繁に示し、^(注7)それを受けたさまざまな改革が行われた。結果として2003年までに多くの連邦構成主体が自主的に権限分割条約を破棄し、2003年には権限分割に関する連邦法改正が行われた（後述）。

しかし、2003年の法改正によって権限分割条約が効力を失うことに強く反発したタタルスタン共和国は、新しい権限分割条約の締結を連邦中央に主張した。その結果、前述のとおり連邦中央との間で2006年11月に新権限分割条約が調

印され、2007年2月に下院で条約承認法案が可決された。ところが、上院が条約承認法案を否決したため、この権限分割条約が連邦法で認められることは見送りとなった。

今回の条約承認法をめぐる動きは、中央と連邦構成主体との間の権限分割の問題がロシアの連邦制改革の大きな柱であり、プーチン大統領が強力に推進してきたにもかかわらず、容易には解決されないことを示している。そこで、本稿では権限分割条約の締結の流れを検証し、新しい権限分割条約およびロシアにおける中央と連邦構成主体との間の権限分割の問題の所在を明確にした上で、今後の展望についても触れる。

I 権限分割条約

1 1993年憲法と権限分割条約

1991年末のソ連邦崩壊によって誕生したロシア連邦は、1993年12月12日に新ロシア連邦憲法（以下「連邦憲法」という。）を制定した。その中で、ロシアは連邦国家であることが規定され（第1条第1項）、連邦中央と連邦構成主体との間の管轄権限が明記された（第71～第73条）。更に、中央と連邦構成主体の権限分割については、連邦憲法および連邦法だけでなく「そのほかの条約」でも規定できるとされた（第11条第3項）。また、連邦憲法は89の連邦構成主体がすべて同権であると規定していた（第5条第1項）。

しかし、連邦憲法制定に先立って1992年4月1日に締結された、連邦中央と連邦構成主体との間の連邦条約は、連邦構成主体を「共和国」「州・辺区」「自治州・自治管区」の3つに区別し、それぞれの連邦構成主体と中央との間の管轄事項および権限の分割を規定していた。この条約では、共和国は他の連邦構成主体よりも有利な権限を与えられていた。^(注8)

新連邦憲法には、共和国の権限を縮小する内容が盛り込まれていたため、当然、共和国の中には、連邦憲法に不満を持つところもあった。

実際、新憲法制定のための国民投票でいくつかの共和国では投票率、賛成票率ともに連邦平均を大きく下回っていた。^(注9)このような不満を解消するために、連邦中央は連邦構成主体と個別に条約を締結した。連邦中央は、1994年2月にタタルスタン共和国政府と最初の権限分割条約を締結したほか、1998年にモスクワ市政府との締結までに46の連邦構成主体と42の権限分割条約を締結した。^(注10)

なお、ソ連崩壊後、連邦中央からの独立を望み、「主権国家」としての地位を強く主張していたタタルスタン共和国は、1992年の連邦条約の内容に不満を持ち、この条約の締結を拒否していた。連邦中央もそのような分離主義的な傾向を抑えるために、1994年、他の連邦構成主体に先がけて、個別の権限分割条約をタタルスタン共和国と締結したものと考えられる。今回のロシアとタタルスタン共和国との間の新しい権限分割条約についても、このような背景が大きく影響しているといえるであろう。

2 権限分割条約の内容

一般的に、ロシアの連邦中央と連邦構成主体との間の権限分割条約は、総論部にあたる「条約」とその内容の細部を規定する「付属協定」から構成されている。権限分割条約は、連邦中央の専管事項や連邦中央と連邦構成主体の共管事項のうち、当該連邦構成主体の権限に委譲する事項を定め、また、共管事項について、どのような手続きでそれを実現していくかを具体的に規定している。

最初に締結したタタルスタン共和国との権限分割条約、およびその後1995年末までに締結された6つの共和国との権限分割条約では、連邦憲法の規定に反する内容も含まれていた。たとえば、タタルスタン共和国との同条約について言えば、以下のような事項が、同共和国の専管事項として記述されているが、これは連邦憲法

の規定に抵触する。

- * 共和国の税及び手数料の一般原則（第2条第2項）
- * 共和国の土地・地下資源、水資源及びその他の天然資源の占有・利用・処分の問題（第2条第6項）
- * 共和国の国家権力機関の制度・体系（第2条第7項）
- * 国際関係への参加（第2条第11項）
- * 共和国銀行の設立（第2条第12項）
- * 独立した対外経済活動（第2条第13項）

1996年以降に締結された連邦構成主体との権限分割条約では、条文に「連邦憲法および連邦法の枠内で」という但し書きがついており、連邦憲法から逸脱する条項はほとんどない^(注11)。

締結の有無およびその内容において連邦構成主体間に権限の差違が現れ、一部の共和国の優位性が明確となり、権限分割条約見直しの必要性が主張されるようになった。

3 権限分割条約の見直し：1999年法

1996年頃から権限分割条約を廃止すべきだという意見が連邦中央で頻繁に上がっていた^(注12)。特に、1998年8月の金融危機後には、連邦中央が行うべき税の徴収を連邦構成主体が独自に行う、他の連邦構成主体から移入されるものに関税をかけるなど、各連邦構成主体が独自の政策を行った。このような措置は連邦法の規定に反するものであり、また、権限分割の曖昧さ、連邦制の脆弱性を明確にした^(注13)。これらを受けて、当時のプリマコフ首相は権限分割条約の廃止を強く主張した。

その結果、1999年6月24日に「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限分割の原則および手続きについてのロシア連邦法」（以下

「1999年法」という^(注14)）が制定された。1999年法は、権限分割条約の締結を制限し、また連邦憲法に矛盾する内容を盛り込んで서는ならないことを定めている。1999年法の内容は、以下のとおりである。

- * この法律は、連邦中央及び連邦構成主体の共同管轄事項に関する連邦法の採択手続き、並びに管轄事項および権限分割の基本原則及び手続きを定めるものである（第1条）。
- * 連邦の憲法的意義を有する法律、連邦法、連邦構成主体の憲法、憲章及び法律、並びにその他の法的文書、条約及び協定によって、連邦憲法で規定された連邦の管轄事項及び共同管轄事項を委譲もしくはその他の方法で再配分することはできない（第3条）。
- * 条約及び協定が、連邦の管轄事項及び共同管轄事項に関して規定した連邦憲法、連邦の憲法的意義を有する法律及び連邦法に一致しない場合、連邦憲法、連邦の憲法的意義を有する法律及び連邦法が効力を持つ（第4条）。
- * 条約の項目となりうるのは、連邦憲法及び連邦法によって規定された管轄事項及び権限の具体化、条約によって分割された権限実施の条件及び手続き、条約の規定実施の際の相互協力及び協調の形式、並びに条約の規定実施に関するその他の問題である（第17条）。
- * この連邦法の発効前にロシア連邦領域内において効力を持つ条約および協定についてはこの法律の発効後3年以内に、この法律との適合をはからなければならない（第32条）。

この法律は、すべての連邦構成主体に共通する条約および付属協定の締結のための手続きを規定した。条約および付属協定の締結に関する統一的なメカニズムを確立したという点で、中央と連邦構成主体の個別の関係を修正することに、大きく貢献した。

II 最近の経緯

1 権限分割条約の廃止：2003年修正法

2000年のプーチン大統領の就任後、連邦制改革が進み、権限分割条約の見直しも検討された。プーチン大統領は、2001年7月に連邦中央と連邦構成主体との間の権限分割の問題に関する委員会を設立し、委員長にドミトリー・コーザック大統領府副長官を任命した。委員会の任務は主に、連邦構成主体の憲法、憲章や法律が連邦憲法や連邦法に違反していないかどうかを調査し、何らかの法的措置を提案することであった。調査の結果、連邦構成主体の憲法、憲章や法律の多くが連邦憲法および連邦法に矛盾していることが明らかとなった。そこで、それらの法律の改正を提案すると同時に、矛盾の原因の1つが個々の権限分割条約にあるとして、その見直しも提案した。

その結果、2003年7月4日に『ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』(以下「国家権力機関の組織一般原則法」という。)修正補足法^(注15)「(以下「2003年修正法」という。)^(注15)が制定された。2003年修正法の第1条第17項よって、国家権力機関の組織一般原則法に第4-1章として「ロシア連邦国家権力機関とロシア連邦構成主体との間の権限分割の一般原則」が補足され、1999年法の権限分割条約についての規定を含むようになり、1999年法は廃止された。第4-1章第26-7条では、権限分割条約調印の原則と手続きを定めている。それによると、権限分割条約は、連邦大統領と連邦構成主体大統領によって調印された後(第26-7条第7項)、連邦下院に提出され(第26-7条第8項)、権限分割条約承認についての連邦法が可決されなければ効力を持たない(第26-7条第9項)と規定された。つまり、新しい権限分割条約は、議会に承認されて初めて連邦法と同じ扱いとなるので

ある。

2003年修正法が可決されるまでにすでに46の権限分割条約のうち34が廃止されていた^(注16)。しかし、権限分割条約は、連邦構成主体に特有の権限を与えているため、改正や廃止に応じない連邦構成主体も存在し、特にタタルスタン共和国やバシコルトスタン共和国が権限分割条約の必要性を強く主張し、議論が続けられていた。

2 新条約をめぐる最近の動き

2003年修正法により、同法施行までに締結されていた権限分割条約については2年以内に連邦法によって承認されなければならないと規定されていた(第2条)。そのため、タタルスタン共和国では新しい権限分割条約締結に向けた共同作業グループが2004年10月に創設された。連邦中央およびタタルスタン共和国の代表者が集まったこのグループは、セルゲイ・キリエンコ沿ボルガ連邦管区大統領全権代表とタタルスタン共和国評議会ファリド・ムハメトシン議長が共同議長を務めた。作業グループはいくつもの草案を検討し、1994年の権限分割条約とは異なり、連邦憲法や連邦法の規定に触れない案を作成した。

新しい条約案は、2005年10月にタタルスタン共和国評議会に提出され、賛成79、反対2で承認された。同条約案は2006年3月に連邦大統領に送られ、連邦大統領府、連邦政府、連邦省庁、連邦検察庁などで肯定的な評価を得た。その結果、2006年11月4日にシャイミエフ・タタルスタン大統領とプーチン大統領が同条約に調印し、その後、2003年修正法の規定に従い、プーチン大統領が条約承認法案を下院に提出した^(注17)。

2007年2月9日の連邦下院の本会議において、ロシア連邦とタタルスタン共和国との間の権限分割条約を承認する法案についての投票が行われ、賛成306、反対110、棄権1で承認された。条約承認法案に反対したロシア自由民主党

やロシア共産党は、そもそもこの問題を議題から外すべきであるという考えを示した。また、セルゲイ・ミロノフ上院議長は、下院での採択直後に条約締結に対する反対を表明した。

下院で承認された法律は上院に提出され、その承認を得なければならない。2007年2月21日の連邦上院の定例会議で、この条約承認法案についての審議が行われた。上院は、賛成13、反対93、棄権15という大差でこの法案を否決した。上院における反対意見の多くは、この権限分割条約および条約承認法案の法的地位や連邦制の観点からの疑念に基づくものであった。連邦構成主体の立法機関および執行機関の代表で構成される上院が、このような決定を下したことは、当然の結果であったといえよう。

3 新しい権限分割条約の内容

ロシア連邦中央とタタルスタン共和国との間の新しい権限分割条約の内容は、主に以下の7点である。条約本文は公表されていないため、以下の内容は、新聞などでの報道をまとめたものである。^(注18)

- ① タタルスタン共和国の大統領に立候補する者は、公用語であるロシア語とタタル語の両方を話すことができなければならない。
- ② 経済、環境、文化、そのほかのタタルスタン共和国の個別事情の要件に関するあらゆる問題は、ロシア政府とタタルスタン共和国政府が「共同解決」についての協定を結び、それらに関連する法案を連邦下院に提出する。
- ③ 独自性の維持や民族文化・言語の発展について、同胞に対して国家支援や協力を行うことができる。
- ④ タタルスタン共和国の国章が入った、タタル語表記のページが添付されたロシアのパスポートを、タタルスタン領内に住むすべてのロシア国民に発給することができる。

- ⑤ タタルスタン共和国国家権力機関の1つとして、ロシア大統領の代表部を置かなければならない。
- ⑥ タタルスタン共和国は自らの権限の範囲内で、国際関係および対外経済関係を結び、これらの具体化についての協定を諸外国の対応する主体と締結することができる。^(注19)
- ⑦ この条約の有効期限は10年とする。

すべての項目に「ロシア連邦政府の合意に基づいて」という文言がついていること、財政特権に関する記述が1つもないことが、1994年の条約とは大きく異なる点である。

III 問題と展望

1 新しい条約の問題点

新しい権限分割条約は、連邦大統領が調印し、下院では可決されたが、上院では否決された。法的な問題はすべて解決済みであるというシャイミエフ・タタルスタン大統領の発言とは異なり、新しい条約の中にもいくつかの問題があるというのが反対派の主張である。同条約について報道などで挙げられている主な問題点は以下のとおりである。

① 条約の内容についての問題点

タタルスタン共和国の大統領候補者に対して2つの言語能力を求めることは、人権や自由の制限につながる。特に、タタル人の中にもタタル語を知らない人々がいるため、この点についてはタタルスタン共和国議会の中にも問題視する声がある。

② 条約そのものの法的な地位

下院では主に国際的条約や諸外国との協定を批准している。その下院で連邦中央とタタルスタン共和国との権限分割条約を批准することは、その条約に国際的な地位を与えることにな

る。また、この条約承認法案について、下院で通常の法案審議の際に行われる読会が開かれていないことも問題とされている。

さらに、2003年修正法によると、権限分割条約の締結が認められるのは、その地域が経済的、地理的、そのほか何らかの個別事情の要件があり、連邦法の規定とは異なる権限が必要である場合である。しかし、上院のユーリー・シャランディン憲法・立法問題委員会委員長は、構成主体が差違や個別の特徴を持つのは当然であり、タタルスタン共和国が特別な規定を必要とするのかどうかという点について問題視している。^(注20)

③ 連邦制の観点からの問題点

連邦憲法によってすべての連邦構成主体は同権であると規定されている。1構成主体とだけ特別な条約を締結することは、連邦構成主体の同権に反する。「Politika」基金のヴァツチェスラフ・ニコノフ所長によれば、そのような状態は連邦制ではなく、「連合」であり、国家の一体性が強化されることはない。^(注21)

また、連邦中央と連邦構成主体との間で分割する権限については連邦憲法で規定されている。新しい権限分割条約に書かれている分割の内容はほとんどが連邦憲法に書かれているものであり、それをわざわざ繰り返すのであれば、条約そのものは必要ないというのが、上院で多く挙げられた意見である。特にミロノフ議長は、タタルスタン共和国との条約が「政治的に何ら目的を持たないものであり、むしろ政治的に危険なものである」と発言している。^(注22)

このような指摘について、タタルスタン共和国の指導部は一貫して、権限分割条約の合法性と必要性を主張している。シャイミエフ大統領は、2007年2月21日の上院による否決の後にもそのような発言を続けている。タタルスタン共

和国議会での演説で、その条約は「法的な観点からまったく非の打ち所がなく、上院での投票は政治的なものである」と強く主張している。また、同大統領は条約締結を必要とする別の理由として、1992年に中央がすべての連邦構成主体と締結した連邦条約に、タタルスタン共和国が参加していないことを挙げている。連邦憲法にも含まれている連邦条約を調印していないため、その代わりとして権限分割条約が必要であるというのが、シャイミエフ大統領の主張である。^(注23)

2 他の連邦構成主体の動き

今後も権限分割条約締結を求める連邦構成主体が現れ、かつてのように国家の一体性が損なわれる状況になるのではないかと懸念も見られる。そのような意見に対して、下院における連邦大統領全権代表であるアレクサンドル・コソプキン氏は、現在タタルスタン共和国以外に連邦中央との権限分割条約締結を要求している連邦構成主体は1つもないと述べた。^(注24)しかし、「(連邦憲法によれば)すべての連邦構成主体は中央との相互関係において平等であるので、もしバシコルトスタンにそのような条約を締結する資格があるということが証明されれば、決定を承認することもあり得る」として、他の民族共和国が今後、要求を顕在化させる可能性について示唆した。

① バシコルトスタン共和国

バシコルトスタン共和国はタタルスタン共和国同様、1990年代初めから独自の権限要求を強く主張している民族共和国である。その共和国憲法にはバシコルトスタン共和国が「主権国家」であると明記されており、1995年に締結した権限分割条約には連邦憲法に違反した内容が含まれていた。タタルスタン共和国の場合と同じく、バシコルトスタン国家会議(議会)は2005年9

月に、権限分割条約更新のための案を作成する委員会を設立し、条約更新のプロセスを開始する請願を連邦大統領に向けて送ったが、何の進展も見られなかった。^(注25)なお、2007年2月に下院で行われたタタルスタン共和国の権限分割条約承認法案の議論で、バシコルトスタン共和国選出の議員は、タタルスタン共和国にのみ認められる特権に対して反対を主張した。

② チェチェン共和国

また、チェチェン共和国でも以前から同様の権限分割条約締結が議論されてきた。チェチェン共和国では、2007年2月にアル・アルハノフ大統領が解任され、ラマザン・カディロフ首相が大統領代行に任命された。その直後、カディロフ大統領代行は、チェチェン共和国は連邦中央と権限分割条約を締結する必要はないと述べている。しかし、専門家の間では、カディロフ大統領代行のこの発言が一時的なものであり、今後、このような問題が再燃するとの見方もある。^(注26)

おわりに

以上のような最近の動きについて、1990年代初頭に起きた「主権のパレード」が再び起こるのではないかと懸念する議員もいるが、^(注27)実際にはそのような事態となる可能性は低いと考えられる。第一に、ロシアとタタルスタン共和国との間の新しい権限分割条約の内容には、財政や税に関する項目が1つも含まれていないことが挙げられる。第二に、結果的にこの条約が上院によって承認されなかったことが注目される。2003年修正法第1条第17項によって補足された「国家権力機関の組織一般原則法」第4-1章第26-7条第9項にあるように、「権限分割条約は権限分割条約承認についての連邦法が効力を発したその日から有効である」ため、条約承認法案が可決されなければ、権限分割条約は実質的な

意味を持たない。プーチン政権以降、是正されつつある連邦構成主体間の権限の格差や連邦中央と連邦構成主体との間の法的矛盾が、逆に拡大する方向へ進むことは考えにくい。

しかし、タタルスタン共和国だけでなく、バシコルトスタン共和国やチェチェン共和国の動きも含め、更なる権限を求める動きが起こる可能性は否定できない。実際、すべての連邦構成主体が1992年に締結し、連邦憲法に含まれている連邦条約をタタルスタン共和国とチェチェン共和国だけは締結していないため、それに代わるものを締結すべきであるという主張は一定の合理性を持っていると考えられる。ロシア連邦において、中央と連邦構成主体との間の権限分割の問題が解決しておらず、政治体制としての連邦制がまだ定着していないというのが、ロシアの連邦制の現状であり、今後の課題である。

注

- (1) 2007年2月9日の『ロシア新聞』に条約承認法案は掲載されているが、権限分割条約そのものの掲載はない。
- (2) «Госдума в пятницу утвердила Договор о разграничении полномочий между органами госвласти РФ и республики Татарстан сроком на десять лет» *Российская газета*, 2007.2.9. (「国家下院は金曜日にロシア連邦とタタルスタン共和国の国家権力機関の間の権限分割条約を10年の期限で承認した」『ロシア新聞』2007.2.9.)
- (3) «Уточните полномочия» *Российская газета*, 2006.11.10. (「権限の確認」『ロシア新聞』2006.11.10.)
- (4) 本稿では、ロシアの連邦国家権力機関と同義として「連邦中央」という表現を用いる。連邦国家権力機関は、連邦大統領府、連邦議会、連邦政府、連邦裁判所などを含む概念である(1993年連邦憲法第11条)。
- (5) ロシアには93年憲法制定当時89の連邦構成主体(共和国、州、辺区(край)、自治州、自治管区、連

- 邦的意義を有する市；モスクワ市とサンクトペテルブルク市)が存在した。現在、連邦制の再編により、連邦構成主体の数は88、すでにいくつかの構成主体で統合が決定しているので、今後さらに減少する。
- (6) 連邦憲法第11条第3項は「連邦の国家権力機関と連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限の分割は、この憲法と管轄事項および権限の分割に関する連邦条約ならびにそのほかの条約によって行う」と規定している。この条文の「そのほかの条約」にあたるのが「権限分割条約」である。
- (7) 大統領の年次教書演説やそのほかの主要な発言は、大統領ホームページに全文が掲載されている。大統領ホームページ<<http://www.kremlin.ru>>
- (8) たとえば、共和国は「主権を持つ」構成主体であると明記されており、また大統領や独自の憲法を持つことも認められた。
- (9) ロシア全体の投票率が54.37%、賛成票率が57.06%であったのに対して、タタリスタン共和国では投票率が13.38%と極端に低く、賛成票率もダゲスタン、カラチャエヴォ・チェルケシア、トゥイヴァ共和国などで30%以下であった(上野俊彦『ポスト共産主義ロシアの政治』国際問題研究所、2001、pp.129-130)。
- (10) ロシアの連邦構成主体のうち「自治管区」は「地方」の一部となっていることがある。その場合、1つの権限分割が地方でも自治管区でも有効となるため、権限分割条約が少なくなっている。
- (11) 中居孝文「ロシアにおける中央・地方関係の変遷」『平成12年度外務省欧亜局ロシア課委託調査)ロシアにおける中央・地方関係と財政連邦主義』社団法人ロシア東欧貿易会ロシア東欧経済研究所、2000年11月、pp.15-17.
- (12) たとえば、上下院それぞれで1996年には連邦制に関する報告や公聴会が行われ、1998年1月には上院主導の連邦制発展の問題と展望をめぐる協議会が行われた(A. Г. Черненко, *Общероссийская национальная идеология и развитие федерализма в России*, 1999, с. 116. (チェルニエンコ『全ロシア民族イデオロギーと

- ロシアにおける連邦制の発展』1999年、p.116)、樹神成「ロシアの連邦制とプーチンの連邦制改革」『平成12年度外務省委託研究報告書)ロシアの内政-連邦制および中央・地方関係の諸問題-』財団法人 日本国際問題研究所、2001、3、pp.4-6)。
- (13) 金融危機と連邦制の問題については、平泉秀樹「プリーマコフ政権下における中央・地方関係再構築への模索」『ロシア東欧貿易調査月報』1998年10月号、pp.44-53を参考にした。
- (14) Федеральный закон «О принципах и порядке разграничения предметов ведения и полномочий между органами государственной власти Российской Федерации и органами государственной власти субъектов Российской Федерации» *Собрание законодательства Российской Федерации*, No.26, 1999г., Ст.3176. (「ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦構成主体の国家権力機関との間の管轄事項および権限分割の原則および手続きについてのロシア連邦法」『ロシア連邦法令集』No. 26, 1999, No.3176)
- (15) Федеральный закон «О внесении изменений и дополнений в Федеральный закон «Об общих принципах организации законодательных (представительных) и исполнительных органов государственной власти субъектов Российской Федерации» *Собрание законодательства Российской Федерации*, No.27, 2003 г., От. 2709 (「『ロシア連邦構成主体の立法(代表)国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』修正補足法」『ロシア連邦法令集』No.27, 2003, No.2709)
- (16) 国家ビジネスパートナー「アライアンス・メディア」ホームページ<<http://www.businesspravo.ru>>
- (17) 前掲記事、『ロシア新聞』2006.11.10.
- (18) 前掲記事、『ロシア新聞』2007.2.9.；«Договор как исключение» *Российская газета*, 2007.2.10. (「例外としての条約」『ロシア新聞』2007.2.10.)；«Аргументы для документа» *Российская газета*, 2007.2.13. (「法案のための論拠」『ロシア新聞』2007.2.13.)，«Тягчайший договор» *Известия*, 2007.2.12. (「最も重

- くのしかかる条約」『イズベスチア』2007.2.12.)
- (19) 州政府、地方自治体政府のような「国」以下のレベルの政府を指す。
- (20) «Татарстану не дали особого статуса» *Газета*, 2007.2.21. («タタルスタンに特別な地位を与えない」『ガゼータ』2007.2.21.) 『ガゼータ』ホームページ<<http://gzt.ru/print.php?p=politics/2007/02/21/220215.html>>
- (21) 前掲記事、『ロシア新聞』2007.2.13.
- (22) 前掲記事、『イズベスチア』2007.2.12.
- (23) «Особый статус» *Российская газета*, 2007.3.1. («特別な地位」『ロシア新聞』2007.3.1.)
- (24) 前掲記事、『ロシア新聞』2007.2.10
- (25) «Башкирия хочет продолжить договорные отношения с Россией» *Коммерсант*, 2005.9.12. («バシコルトスタンはロシアとの条約関係を継続したい」『コメルサント』2005.9.12.)
- (26) «Нефть в обмен на полномочия» *Известия*, 2007.2.20. («権限と交換の石油」『イズベスチア』2007.2.20.)
- (27) 上院議会記録2007.2. 上院ホームページ<http://www.council.gov.ru/inf_ps/chronicle/2007/02/item5683.html> ; «Грозный сенат» *Российская газета*, 2007.2.22. («グロズヌイの上院」『ロシア新聞』2007.2.22.)
- (ちゅうまん みずき・海外立法情報課非常勤調査員)